

## 高等学校入学者選抜審議会第10回学区制検討小委員会会議録

平成18年6月15日(木) 14:00 開会  
県庁16階教育庁会議室 15:30 閉会

出席委員 大桃 敏行  
勅使瓦 正樹  
早坂 昶  
木村 民男  
鈴木 克之  
高橋 俊郎  
庄子 修  
門脇 啓一

出席職員 教育次長 矢吹 隆志  
高校教育課長 黒川 利司  
教育企画室長 菅原 久吉  
(開会 14:00)

### 議事

#### (1) 通学区域(学区制)見直しの基本方向について

大桃座長 事務局から、資料について説明願います。

事務局 (別紙配付資料により内容を説明)  
(教育企画室長)

大桃座長 前回は非常に重要な決断をしたわけですが、撤廃でいこうということでした。その場合に経過措置を設けるか設けないかにつきましては、決着がつかないで終わったかと思います。そういうこともありまして、今日の答申素案ですと9頁になりますが、事務局の方には案の1、案の2という形で作っていただいたこととなります。これを拝見して、前回決着をつけないで良かったと思っています。事務局には負担をかけたと思いますが、こういうふうに並べてみるとそれぞれ見えてくるところがあって、今日検討する上での材料を出していただいたことになると思います。復習になりますが、案の1が経過措置を設けない撤廃案、この場合も周知期間等が課題になってくると思います。案の2も、必ずしも絶対経過措置を設けなさいということではなくて、3行目になりますが、円滑な制度実施のために必要と判断される場合には、となっておりますので、多少柔らかい表現になっていると思います。それでは、この案の1、案の2についていかがでしょうか。撤廃については決定したことになります。それをどう実施していくかということになると、私

は、県のいろいろな施策との関係もあって、もちろん小委員会で判断しなくてはいけないんですけれども、できるだけ施策がスムーズに進むことが望ましいと考えますと、事務局の方ですね、例えば経過措置を設ける、設けないという点について意見をお聞きするのも必要と考えます。

門脇委員 小委員会と親審議会の絡みで、案の1、案の2から今日この場でいずれかを選択して諮るものなのか、我々としては概ねこういうところまでたどり着いたのだとして、あとは親審議会の意見を頂戴しながら案の1にするとか案の2にするとということになるのか。

大桃座長 そのこのところは事務局ではどう考えますか。

事務局 事務局としては、小委員会の方で専門的に議論を頂いて、親審議会で審議するたたき台（教育企画室長）を専門的な立場から作っていただくということで小委員会ができたと考えておりますし、それ

に基づいて審議会で最終的に決定するという事なので、委員会の考え方ひとつだと思います。

こういった案の1、案の2という形で議論していただいて、小委員会としてはどうなのかという話を、審議会に二つをもっていくにせよ、せざるを得ないと思います。小委員会の意見を聞きながら審議会で決めるというのも、それはひとつのやり方だと思いますし、もちろん、一つに決めて、決める過程で経過説明、4つがそもそもあって、そのうち2つに絞って、最終的には一つにしたという説明をして審議会にかけるといったのも方法だと思います。

大桃座長 中間報告のときは両論併記で出しましたが、それと同じように今回も案の1、案の2を残す形での答申はありうるでしょうか。

事務局 本来的には小委員会としての考え方であるのが一般的だと思いますが、この場合はた（教育企画室長）またま、撤廃という方向は打ち出していて、あとは経過措置を設けるか設けないかという判

断なので、そういう意味では4つのうちの2つという感じよりは薄まるのかなとは思いますが、本来的には、小委員会としての意見を示して諮っていただいた方が審議会としても混乱せずに行くのではないかと思います。どれがいいという問題ではない、賛否両論あると思います。

大桃座長 いろいろな検討課題がありますが、そういった場合にこういったことを併せて考えて行かなくては行かないか、そのこのところをお聞きするという事でしたらよろしいでしょうか。

どちらが良いとか悪いとかということになりますと、事務局の判断になってしまいますので。

事務局 方法論ですね。先ほどお聞きになったのは、例えば撤廃する手順と申しますか、そういう意味では、最初から学区全廃という場合は、可能であれば平成20年度、21年度ということになるのかなと思います。もう一つは、何%の枠を作るといことになると、平成20年度に例えば30%開いて、平成22年度、2年経過させてということもあります。

大桃座長 年 県の高校の施策としていろいろなものがありますね。例えば男女共学。あれは平成 22

完結という形になってますね。これの絡みが一番強いと思いますけれども。

案の1と案の2は必ずしも対抗的な形で書かれてなくて、案の1は即、撤廃なんですけど、案の2は基本的に撤廃に立ちながら、3行目のところで、円滑な制度実施のために必要と判断される場合は、ということで必ず経過措置を設けなさいという形ではない答申の形なんです。そうすると門脇委員が仰ったように、親審議会でどう判断するかも含めて、含みを持たせたのが案の2であると取ることもできると思います。そういったところの判断もあります。私たちは前回検討してきて、その中で、撤廃にしる、撤廃でないにしる、いろいろ課題があるという議論をしてきて、撤廃の場合も、一挙にやるべきというのと、そうでない二つのパターンがあるというのを検討してきました。その中でいろいろ課題も見られる。としますと、話を戻しますが、委員の中で検討してからということで進めたいと思います。

今、門脇委員からむしろここでは選ばないで親審議会にあげていくというのも考えられるんだけれども、それはどうかという話がありました。これに対して事務局では、それもあるけれども、案を一つにまとめるのもあるんだというところの回答でした。

それ自体が私たちの判断ということになりますけど、併記の形でもっていいのか、それとも決めて持って行くのか、それ自体も小委員会の判断ということになります。その検討からやりたいと思います。

門脇委員 私はこの際ですね、案の1で一本にして、あとは大桃先生から親審議会への報告の中で、ここに至るまでの経過も概要説明しなければならないでしょうし、この部分についても、こういう意見もあったが、小委員会として最終的に案の1に収まったと御報告いただくのが良いと思います。案の2ですと、それこそ、30%にすべきかとか25%にすべきかとか本当に詰めなければならないだろうし、その蓋然性というものが、必ずしも委員の相互で一致しにくい部分があるのかなと思いますので、案の1でもって行って、あとは事務局の方で、その他の諸問題なども考え合わせながら、一年間の経過措置なのか、二年間の経過措置なのかご判断頂く、その場合には3%をその間だけは現行どおりということになるのかなと思っています。

大桃座長 今は、撤廃案でいって、撤廃の場合も、即撤廃の場合も、当然ながら周知期間が必要なわけですし、その周知期間をどれだけ取るのかという問題もあります。

その周知期間と併せて、経過措置として3%枠をどういった形で残していくのか、という議論があるのかと思います。門脇委員は、原則撤廃で、経過措置を設けない撤廃案ですね。

木村委員 そ 私も門脇委員に賛成ですなんですけど、経過措置を設けると、また何年かは入試制度が

のまま残って、さらにまた検討せざるを得なくなるのではないかなと思っています。周知期間さえきちっと置けば、20年になるか21年になるか分からないんですけど、今までこういうふうな理由で撤廃しますよということさえ生徒、あるいは中学校・高校でしっかり認識し、保護者もそれを分かれば、意外とスムーズに移れるのかなと。一回、3%枠を拡大してしまうと、もう一度それが是か非かを検討せざるを得ないのかなと思います。

大桃座長 そうすると案の1でいこうということになりますね。

鈴木委員 案の2ですと、問題になってくるのは調整措置だと思うんですね。  
3%枠以前の南北間の調整措置が、枠を拡大すると、その母体自体が狂ってしまう。  
そうしますと、調整措置を残せば、新たな格差の拡大の方向にむしろなると。  
逆にまた調整措置をやめたまま単純にしるといっても、これはまた制度の変更ですから、  
1年、2年の間でやれるのかという問題もある。  
これを残したままですと、なかなか、分かりましたとはならないと思います。

大桃座長 そうしますと基本的に案の1ですね。

鈴木委員 難点が克服されなければ、そうなります。

高橋委員 私も案の1で賛成したいと思います。どうしてかと言いますと、案の2の方には調整措置があるわけですが、案の1には、十分に周知を図るという一文があるわけです。そのところで、何年に実施するというようなまだ決定を流しているわけではありませんので、周知をするためには1年でいいのか、2年でいいのかというような検討等も事務局の方でしていただいて実施に移ることは可能だろうと思います。1でやっても2でやっても、調整措置を実施しながら、同じ時期に撤廃になる可能性も当然考えられるわけです。ですから撤廃ということであれば周知期間を十分に取って完全に撤廃した方が混乱が少ないのではないかと感じています。

大桃座長 周知期間を設けて撤廃にもっていく場合と、経過措置を設けて撤廃にもっていく場合とでは、途中でひとつ別の制度が入りますので、そこはやはり大きな違いということになります。スムーズな制度移行を考えた場合にどちらがいいのかという検討もあるかなと思います。

早坂委員 私も案の1の方で賛成です。これを十分に周知を図るということについてなんですが、いろいろな角度から検討した結果、撤廃の方がより今後の高校等への進路指導については望ましい考えのもとに来ているので、できるだけ早く、良いことは進める、ということも良いのではないかと。3年ここに置く必要があるのかということで、現場への周知は、来年の4月は無理ですけども、次の入試からはいけるのではないかと、もしやるとすれば早めの考え方といいますか、それについての御意見も頂くということで、小委員会としては、そう長くはひきずらないということも一つかなと考えています。

庄子委員 県内外の保護者からの学区制に関する問い合わせは、市教委にもたくさん来ております。3%枠と調整措置の二つの制度を含めて職員が説明するのに約30分。やっと理解していただいた後に、今度は学区制の複雑さに対する苦情を聞いて、約30分程度という状態が続いております。この状態がまたさらに続く、しかも、高校再編があって、二高が共学化になりすると、男女の枠がまた違ってくるといったところに、経過措置が残ると、複雑さが残るところか、その経過措置の間で、ものすごく複雑な2、3年間になるだろうなと思い、せめて一

つだけはもう無しにした方が良いと思います。  
そんなところで私は案の1に賛成です。

勅使瓦委員　私も案の1に賛成です。やはり私も十分に周知を図るということについて、期間が長い  
の

が十分だとは思っておりませんので、できるだけ早めに実施していただいた方が、逆に子どもがかわいそうかなという気がして、延びれば延びたで、1年遅く生まれれば良かったのに、という部分もある。国のいろんな施策も、発表し、法制化されてスタートするのがだいたい2年後なんですね。その間、いろんな調整があって。国の場合、何もない中で、ぼんと法律だけが決まってしまって、その後いろんなことを審議して行って、2年間なんですよ。もうこれはきちっと決まっていますので、できるだけ早くても全然問題はないのではないかなという気がしますし、できるだけ早い方が子どもたちにとってはありがたいのではないかなと思います。ただやはり心配なのは、私立学校とか、その辺のいろんな問題がどう出てくるかというのは少し心配はありますが。

大桃座長　1にしても2にしても結論は撤廃ですので、撤廃に伴う課題は、10頁でまとめていて、特定の地区・学校への集中、学校間格差の問題、遠距離通学者の増加の問題、地域と学校とのつながりが希薄になっていくのではないかと、私学との協調をどうするのか、等々、これらはこの小委員会ですべて検討してきたところであります。いずれにしろ撤廃ですので、こういった問題を考えなければいけないということになるんですが、スムーズな移行を考えた場合に、ある程度経過措置を設けていった方がこういったものに対する対策を取りやすいのか、それはでも周知期間を設けることである程度クリアできて、むしろその間に別の制度を介在させるとかえってややこしくなるのかという判断かと思いますが、これも前回ありましたが、仙台の場合は、特に女子生徒について南・北の調整措置が25%という形であり、なおかつ、今の3%枠を20%なり30%にした場合、ややこしい説明があり、なおかつ、それが男女共学化が進んでいった場合に、数値が年々変わってくることも生じるかもしれない、そうするさきほど庄子委員からありましたように非常に説明に時間がかかる制度になってくるとともに、あくまでそれは過渡的なものであって、その後、また別の制度に移るということになると、そういった中間の制度というものをむしろ設けないでいて、その分だけ周知期間のところで考えた方が良いという御指摘だったと思います。

意見が全部一致した形ですが、もちろん、県の教育の施策の決定の責任を負うのは教育委員会でありまして、審議会はそのための一つの材料として、いろいろ諮問を受け検討することになって、私たちはその下にある小委員会ですので、小委員会の意見を親審議会で継いで検討し、それを参考としながら、教育委員の合議での決定になるかと思えます。

その点から言うと、案の2はある程度含みを持たせたような形になっていて、決定はその次でやってくださいということを含めた案になっていると思います。

それでは、その辺までの検討にしておいて、休憩を入れたいと思います。

(休憩)

(再開)

大桃座長　それでは再開します。委員の皆さんの意見は、案の1が強いんですが、私も委員の一員としまして、必ず経過措置を設けるということではないんですけども、撤廃に向けての円滑な制度実施のために必要となる場合はなんらかの経過措置が必要と思いますし、前回の小委員会でもそういう意見が出されていまして、答申案としては、9頁の、文言化された部分は案の1を採用することをまず決めて、あと、小委員会の審議の経過の説明のところが必要な場合は経過措置が必要だろうという意見があったということも親審議会に伝えるということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

各委員　異議なし

(2) 「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」答申素案について

大桃座長　それでは、(2)の議題に入ります。

皆さん、答申を読まれてきて、ここはもう少し書き足した方が良かったか、ここはどうなんだろうとか、あるいは「てにをは」も含めてありましたらいかがでしょうか。

門脇委員　2点お願いしたい。一つは2頁で、下の方に「3%枠の活用状況」とあって、「3%枠は通える学校から通いたい学校へ」となっているんですが、これで良かったでしょうか。「入れる学校から入りたい学校へ」でしたよね。

事務局　そうです。  
(高校教育課長)

門脇委員　それから、6頁で、通学区域の今後の方向性の検討とありますが、維持・縮小・拡大・撤廃の4つの方向性ということになっていますが、ここで「方向性」という言葉が私はしっくりいかないんです。検討は確かに4つしましたが、字句として方向性というのはおかしいのではないかと思います。

大桃座長　とすると、例えば、4つの「観点」でしょうか。もう少し検討したいと思います。

庄子委員　今更言うのもどうかなと思ったんですが、5頁の県民の意識調査で、中学生、保護者、一般県民、そして中学校だけが「中学校」。中学校教員だとよろしいじゃないでしょうか。

大桃座長　実際には進路指導に当たっている先生方が対象ですので、教員とだけしないで、具体的にした方がいいですね。

門脇委員　中学校教員(進路指導担当)でよろしいのではないのでしょうか。

大桃座長　そうした方がいいですね。1頁も前文も直ると思います。

それと、「はじめに」のところ、4回の本審議会と13回の小委員会という表現ですが、答申の最後にいくときは、13回になっているという計算ですか。

事務局 訂正します。  
(教育企画室長)

木村委員 先進県の事例がありますので、撤廃したためにこういうところが良くなった、課題も含めて、それらが具体にあると、予想だけでなく、他県でこういうふうなことが起きているということがある方がより説得力があると思いますが。

高橋委員 私は県そのものの状況、地理的な関係があって、一概には他県の状況を宮城県に適用することはあまりないと思いますので、無くとも良いのではないかなと思います。

門脇委員 私も高橋委員と同じです。それぞれ他県の状況というものは、審議の過程で、成果が得られているようだとか、問題が無いようだとか、情報としては入れたいんですが、検討の結果の善し悪しは客観性の意味からどうなのかという問題もありますので、あくまで、こういうことを参考にしながら、審議会の方で責任をもってこういう結論に至ったということで良いのだらうと思います。

大桃座長 木村委員が御指摘のように、他県のプラス面を入れることによって、論調が強くなるというところはあると思うんですが、そうすると、他県と本県の違いと、他県の政策評価に係る異なった評価の可能性があるということですね。この点、いかがでしょうか。  
4頁の下のところでは、動向の説明だけで、そこには評価は入っていません。  
それを踏まえた上での私たちの独自の判断という書き方になっています。

事務局 もし入れるとすれば、7頁の通学区域の撤廃のところなのかなと判断しております。  
(教育企画室長) 判断が非常に難しく、うまくいっているところと、香川県のような事例もございますし。

大桃座長 結論的には、そうした判断を私たちがしたということになっていますので、責任は自分たち  
にあるんだという書き方です。ここはそういうことにしたいと思います。

庄子委員 些細なことなんですが、6頁の下から6行目ですが、「生徒の自由な学校選択の機会の保  
障の」と「の」が4つ続きますので、例えば「生徒の自由な学校選択の機会を保障するという観点」などと直してはいかがでしょうか。  
もう一点、10頁の上から3行目。「この他」はひらがなで良いのではないのでしょうか。

大桃座長 アンケートのときもそのようにそろえたと思います。

門脇委員 「一人ひとり」は漢字を使うのではないのでしょうか。

勅使瓦委員 遠距離通学者の増加については、あえて入れなくても良いのではないのでしょうか。

それは自分が選んでそこに行くのであり、また、現実には配慮できないのではないのでしょうか。

事務局 事務局としても、ここは生徒、保護者の判断の話だとは思っておりますが。  
(教育企画室長) 一般的な課題としてはよく挙げられている問題ではあります。

大桃座長 親の判断なんですけど、遠距離通学に伴うお金の問題、危険性の問題というのはある程度  
行政が考えておかなければならない問題だと思いますが。

門脇委員 「増加」ではなくて、遠距離通学の問題とか。

大桃座長 遠距離通学だけにすればよいでしょうか。

勅使瓦委員 通学者というと、一人ひとりに配慮する形になっていたもので、それでいいと思います。

大桃座長 他にいかがでしょうか。  
そうしますと、他にお気づきの点があれば、これからの段取りになりますが、次回がおそらく親審議会の前の小委員会ですので、そのときまでにそれぞれお読みいただいて、気になったところを事務局に伝え、事務局では全体の言葉のバランスもあるでしょうから、それをそのまま取り入れる、取り入れないも含めて検討してもらい、それから、文章面も含めて指摘していただいたところを、次のバージョンを作っておくってもらうこととなりますね。  
他に特に大きな構成での指摘がありますか。

門脇委員 バランスから言って、「県民等の意識」についてですが、これはこの程度に留めるものなのか、もう少しプラスすべきなのか。

事務局 今の考えでは、添付資料としてアンケート結果は付けることになると思います。  
(教育企画室長) それと、20%とか30%とか検討した資料も付けることになるのかなと思います。

大桃座長 資料的にはこの前の中間報告とはだぶっても良いわけですね。  
そうすると、3%枠の活用状況等についてはいるかいないか、その点、検討してもらいたいと思います。

事務局 検討します。  
(教育企画室長)

勅使瓦委員 直接関係は無いんですが、この問題、私立高校との協調という部分が出てきていますが、

我々保護者からした場合に、私立との協調という部分がよく分からない、私立高校は独自の経営をそれぞれやられていて、今回これを決めるときに、地域と高校のつながりという点から見ると、私立はあまり地域とのつながりはない、とっていて、今後、生徒がどんどん減っ

てくる中で、私立高校も正直、無くなる学校も当然出てこない現実問題としては成立しないと思うんですね。そうした部分から言うと、どこまで協調をしていかなければならないのかという疑問は非常にあります。私立高校が特色を持って生き残っていくためにはある程度線引きをきちっとしなければならない部分もあると思いますが、当然、生徒数も減ってくるので、何校かはなくなるのか、もしくはクラスを減らしてなんとか維持していくのかはそれぞれの私立学校の経営の仕方だとは思いますが、全国規模で募集をしている高校と、県立高校との違いをもうちょっと明確に、つまり、我々からすると、がっしりと守らなくてもそれは自助努力でやっていくべき部分もあるという気がしています。PTAで話をしたときにもそういう意見が非常に多いんです。そこまで県がいろんな面で保護をしていく必要が本当にあるんだろうかという疑問も保護者から非常に出ていまして。そういう部分からいくとどこまで協調が必要なのかなと保護者は感じておりました。

鈴木委員 県立高校の通学区域の在り方ですから、これについては一切触れないというのも方法じゃないかなと思っています。

事務局 (教育次長) 中間報告でもはっきりうたっている問題ですので、最終答申で消えたとなると。

事務局 (教育企画室長) 平成13年度に導入された3%枠の導入、このときにも私立学校との協調、具体的には仙台市内の私立高校との協調がメインなんですが、そこを協定を結びながらやっていたわけでして、それが3%枠を導入することによって調整が変わり、影響がありますよということであるものですから、今度、3%枠どころか撤廃となると大いに関係があるよということで私学からは話題としては出てくるだろうと思います。

事務局 (教育次長) 公私協のエリアは今までは中部地区だけの学級数の調整だったわけです。

勅使瓦委員 全県として私立は言ってくるよな。

勅使瓦委員 南とか北は生徒数がどんどん減りますので、私立との協調を従来どおりぴしっとやらないと、北と南の高校の減る確率が高くなっている。現実には、そういう不安を地域や保護者は持っている。今は中部だけの協定ですけど、県全体で6:4とか7:3とかになると、仙台市は子どもの減り具合が若干鈍いのでそのままなんですが、それ以外は高校の数を減らさざるを得ないということになると、地域とか保護者はそこを心配している。ですからこの私立との協調というのは非常に気になっています。

大桃座長 むしろその面も含めての私学との協調という意味で、私は残してもいいのかなと思います。

早坂委員 これは残しておいた方が良くと思います。無くしたら大変です。この小委員会が何やって

いたのということになります。検討事項は今後の課題にしながら、この文言は残しておいた方が良いでしょうが、私としては、

大桃座長 私立学校法というものが、私立学校の意義が書かれ、公立では担えない公共性、自主性というものがあるわけですし、そういう面も含めて、もちろん県立高校の検討ということもありますけれども、御指摘があった点も含めての検討ということによろしいと思います。

事務局 答申の、高校を取り巻く諸情勢の変化の中で、少子化の進行というものはっきり述べて（高校教育課長）いるわけですね、そしてこれだけ数が減りますということもこの答申素案にはっきり書いてお

ります、その中で私立高校との協調が最後に入ってくるということは、私立高校としては、6:4なり定員のことを考えるのかもしれませんが。一方で、特定の地区への志願の集中を避けなければならない、特色ある学校づくりを進めなければならないということがございますので、私立学校との協調というのを、必ずしも定員を分け合うという狭い意味でとらえなくてもよろしいのかなと考えております。例えば、さきほど勅使瓦委員からありましたとおり、学級減なり、場合によっては再編なりが進んでくるであろう、もちろん公立高校も今後なんらかの再編を進めなければならない、そのときに、例えば同じような学科をすぐ隣にぶつけるようなことはしないというようなことも含まれるのだろうと考えております。

大桃座長 大きな国の施策でいくと、国から地方へ、官から民へ、というところで行きますと、有力な公立学校をつくるのはある面で民業圧迫というようにとらえられるわけですし、大きな子ども病院を造れば、その横の小児科はやっぱりつぶれますので、それと同じところで行きますと、全体のバランスを見た検討が必要かなと思います。

他にはいかがでしょうか。これからの段取りとしては、今日の意見をもとに事務局で語句の修正を含めた案を作って、委員に送り、それを検討して、今度の小委員会で、私たちの意見としてまとめていくという段取りになりますでしょうか。

そうなりますと、今日の議題が大きく二つありましたが、基本方向についてと、素案についてであります。だいたいクリアできたと思いますが、その他として、親審議会の任期が6月まででしたけれども、その点も含めて、検討すべき点がありますでしょうか。

事務局 今、座長からお話がありました親審議会の委員の任期の関係がございまして、

（教育企画室長） 親審議会を受けてこの小委員会ができたということもございまして、親審議会、小委員会の任期でございますが、6月末をもって親審議会の任期が満了するということになっております。したがって、小委員会も自動的に任期が切れるということになるわけですし、この点ですが、事務局としてましては、勅使瓦委員、早坂委員、木村委員、木村委員についても専門委員の任期が6月末までになってございまして、このお三方の委員につきましても、ここまで議論していただきましたものですから、最終答申まで引き続き検討をお願いしたいと考えてございまして、その旨、7月に開催される審議会にお諮りして、引き続き今後は専門委員の形で答申までお願いできればと考えてございまして、今日、御了解を得られれば、7月に諮りたいと考えております。

早坂委員 もう十分にその任をさせていただいた気がします。私の場合は一線を退いていますし、

事務局　　そもそもこの小委員会のメンバーを検討させていただいた際に、専門的な立場から、また  
(教育企画室長) 地域バランスを考慮して審議会で御了解いただいたということがありますので、そういった  
)

ウハウがとぎれてしまいますと、最初に立ち上げた構成が崩れてしまうということもございま  
すので、ぜひお力を頂ければと思います。

早坂委員　　分かりました。

大桃座長　　審議の継続性からすると、そろっていただいた方がよろしいかと思ひます。  
よろしくお願ひいたします。

事務局　　事務局としては、次回ですが、7月13日1時半から開催させていただき、引き続き親審議  
(教育企画室長) 会ということで進めたいと考えております。内容としましては、答申素案を最終的に決めて  
い

ただくということになります。

大桃座長　　そうしますと、7月の親審議会はメンバーがかなり替わった中での開催になりますね。  
そうしますと、次回は親審議会の前で午後1時半からですね。

事務局　　次回の公開・非公開につきまして、事務局としては、公開ではいかがかと考えておりま  
(教育企画室長) す。

〔異議なし〕

大桃座長　　では、そういうことで次回は公開で行いたいと思ひます。  
それでは私の方はここまででよろしいでしょうか。では、私の任を解かせていただきます。

(閉会 15:30)